

検察官倫理をかん養するための取組

「検察の理念」

「国家公務員倫理法，同倫理規程」

※ 年1回，全検察官が人事院から提供を受けた資料を用いて研修を実施。

〔定期的な研修〕

○新任検事研修

- ・ 新任検事
- ・ 幹部による，検察の理念，公務員倫理，検事の心構え等の講話・講義を実施

○検事一般研修

- ・ 任官3年前後の検事
- ・ 幹部による，検察官倫理の講話や監察の実情の講義
弁護士・裁判官による，検察の在り方等の講義を実施

○検事専門研修

- ・ 任官7年～10年前後の検事
- ・ 幹部による，検察官倫理の講話や監察の実情，検察改革・組織運営の講義
裁判官による，検察の在り方の講義を実施

○決裁官・支部長検事セミナー

- ・ 新任決裁官・支部長
- ・ 幹部等による，組織運営，職責・不祥事対応，監察等の講義を実施

○検察運営セミナー

- ・ 新任検事正
- ・ 外部講師から，危機管理，働き方改革等の講義
幹部との検察運営についての意見交換を実施

〔組織体制〕

○ 監察指導部

○ 非違行為等防止対策委員会（最高検察庁）

○ 非違行為等防止対策地域委員会（各高等検察庁）